

郡内研究

第 2 号

小山田氏の郡内領支配

柴 辻 俊 六

一、 はじめに

戦国期に甲斐国都留郡（郡内領）を支配した小山田氏の位置づけについては、すでに矢田俊文氏の論稿が⁽¹⁾あって、小山田氏は単に武田領国の一支城主ではなく、武田氏権力と同等の権力機構をもった戦国預主と位置づけられ、その後、この意見を支持する人もあり、それなりの評価が与えられてきた。⁽²⁾すでにこの論稿が発表されてより十年近くが経過し、一方においては、矢田氏のこうした所説に反対して、小山田氏の郡内領支配を、あくまでも武田領国体制内での限定された権力でしかないという意見もいくつか発表されている。⁽³⁾

にもかかわらず、矢田氏の所説が今日においてもなお一つの見方として取りあげられるのは、やはり従来の所説になかった漸新さの故であろうか。確かに小山田氏権力の根本からの見直しであって、ひいては武田氏領国体

制の評価にもかわる問題である。もっといえば、戦国大名の規定性にもかわる提言であった。その後、矢田氏自身が、これに対する反論をうけての再批判を展開させていないので、議論は進展していないが、私自身はこの問題もそれなりに落ちつくところに落ついた感を強くしている。

もともと矢田氏の所説は、私の旧稿⁽⁴⁾に対する鋭い批判が基調にあり、従来の所説を補強したにすぎない拙稿としては、全面的な見直しを迫られた立場にあった。その当時、ほとんど同じ史料をつかって、見方によってこゝも結論が違うのかと驚ろいた記憶はあるが、その後、正面から反論することもせず、ただ単に旧稿を拙著の『戦国大名領の研究』に再録するの⁽⁵⁾に際して、小山田氏に対する「戦国領主という概念自体熟さないし、小山田領の独自性を過大評価しすぎていると思う。逆に武田氏の領主権力が極限されており、あえて戦国期守護というような概念で、小山田領へのかかわり合いを説明しているのは実態にそぐわないと思う」とのコメントを付したにとどまった。

小稿は、この延長線上のものとして、もとより矢田氏

の大部な論稿の全面にわたって反証するものではないがやはり気になっていたのであるし、二、三のまとめ直しをおこなって、小山田氏の郡内領支配の実態とのかわりを中心に、武田氏領国の規定性についても言及してみたいと思う。

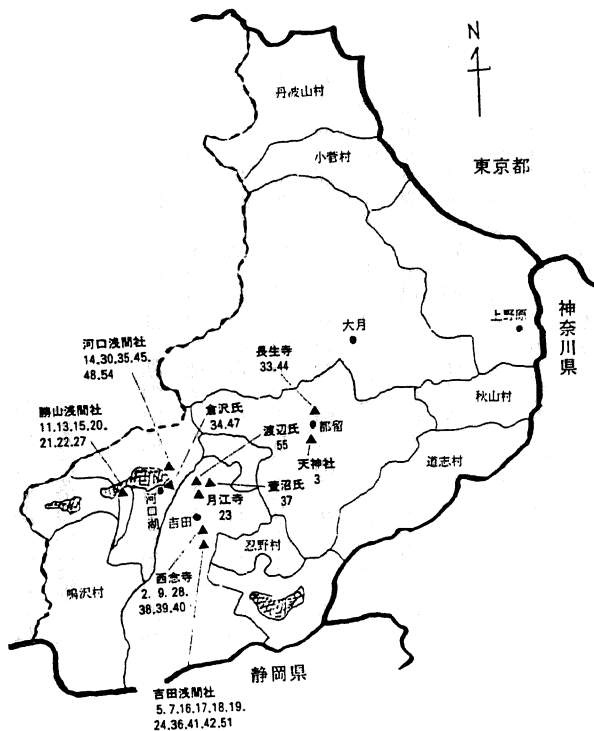
二、小山田氏の郡内領支配

旧稿で小山田氏発給の六十点の文書をとりあげて、その支配の実態に言及したが、その後、新し発給文書の追加もほとんどないところから、旧稿の第10表に掲載した文書のうちで、明らかに郡内領内に宛てたものを地図上に落してみると、第一図のようになる。これによって明らかなのは、小山田氏の郡内領支配の領域の問題としても、果して従来から言われているように、郡内領全域支配を実現していたのかどうかも考え直す必要があるように思われる。とりわけ、秋山村・道志村などの東部と、大月市以北の地域には小山田氏の勢力を示すものがみられず、検討の余地が多い。もとより古文書の残存状況のみが支配の実態を物語るものではないが、一つの有力な手がかりとなることも否めない。こうした推論を

補強するものとして、上野原の加藤氏や小菅村の小菅氏、倉見の境弾正などの在地小領主の存在が紹介されているし、小山田氏の詰城として著名な岩殿山城にしても、天正九年（一五八一）三月の段階においても、武田勝頼の印判状によって、荻原豊前守配下の国中地域の被官たちが在番していた事実も確認できるのである。従って第一図に表われているように、小山田氏の支配領域は、都留市と富士五湖周辺に限定されていたとも思われるし、後述するように、第一図に表記された文書の宛名の箇所についても、その大部分の箇所について、小山田氏独自の支配が貫徹されていたのではなく、ほぼ同じ所に武田氏の文書も重複して確認できるのである。

矢田氏はこうした文書の分布や小山田氏・武田氏文書の重層性よりは、個々の文書の中味の検討が重要として個々の文書の検討の結果、武田氏は郡内においては、どのような収取権も所持していなかったとされた。その一例として、図1には表われてこない小山田氏発給の国中地域の寺社や小領主に与えた過所（過書）について検討しているが、過所発給権の所有が小山田氏の郡内領域の支配に基づく点は問題はなく、この点は他で検討してい

第1図



（注）番号は旧稿第10表の文書番号

る第一次裁判権など同様に、支城領として分領支配を承認された時点から付随していた権限であったと考えるべきである。こうした権限も認められず、武田氏より城代や奉行・代官が派遣されていた地域は直轄領か給人への分給地支配であったといえよう。問題は支城領主のそうした自己領域内での支配権が、武田氏の権限とどうかかわっていたかであり、全くの独立した立場にあるならば、それは大名と評価しなければならないが、小山田氏の場合、体制的には明らかに武田家臣団の中での譜代家老に位置づけられており、妻子などを甲府に人質としてとられ、かつ自身も甲府在勤が多かったことは、すでに周知のとおりである。過所に限ってみても、後述の第一表で明らかのように、事実、武田氏が郡内領の人々に与えた過所や手形もいくつか残っており、武田・小山田両氏の流通政策での一体性は容易に証明できる。

つまり支城領とは、武田氏の領国体制の中での分領委託であって、政策としては当然、直轄領なみの施策がなされていたといえる。矢田氏は支城領主としての小山田氏や穴山氏の上に「戦国期守護」としての武田氏をおく図式を示めているが、あえて「戦国期守護」と表現

するとところに少し無理があり、従来どおりの武田氏は戦国大名で、大名領のうちの一定地域の領域の分領委託支配が支城領であったという考え方でよいと思う。その点で、小山田氏に第一次裁判権や過所発給権ほかがあったとするのはよいが、第一次立法権があったとするのには賛成できない。重要な点なので、この点のみ少し具体的に検討しておきたい。矢田氏が示した小山田氏の半関令¹⁰⁾撰銭禁令自体が小山田氏独自の判断によるとの証明はむづかしく、むしろ反対に武田氏の上級検断権があったとの証明の方が容易である。小山田領の関所に関連して、すでに著名な文書であるが、信玄より小山田弥三郎信茂に宛てた書状¹¹⁾によれば、小山田氏が非違を働いたので、船津・河口の両関所を撤廃すると通告している。同じように、矢田氏が小山田氏の第一次立法権所有の証左としてあげた永禄七年五月廿六日の武田信玄人返令¹²⁾にしてもこの文書の所有者を内閣文庫の「甲州古文書」の注記に従って河口浅間神社御師の小沢坊としているところから相当無理な解釈をしているが、この文書自体、青木昆陽の調査時点で、一時的には河口御師小沢坊にあったかも知れないが、これを「小山田文書」とする記録も別にあ

り、¹³⁾本来、これは文字どおりに小山田氏に宛てられたものであり、その滅亡によって文書のみが転々としたにすぎない。従ってその人返令文書も素直に読むべきであって、武田氏が他の中小領主に発した人返令と何ら変わるころはない。ということは、武田氏が人返しを小山田氏に指令して、支城領内での徹底を期したのである。

武田氏がこうした一定地域の支城領支配を認めた場合として、郡内領の小山田氏、河内領・江尻領の穴山氏のほかにも、信濃では木曾領の木曾氏、仁科領の仁科氏、上野では吾妻領の真田氏などでは、その徹証を得られるが、その余の「領」支配については、城代をおいての給人への分給体制と思える要素の方が大きく、支城領形成にまでは至っていないかと思われる。例えば武田勝頼を配しての信濃高遠領支配にしても、内藤昌豊を配しての上野箕輪領の支配にしても、明らかに小山田・穴山氏以下の支城領主とは異なった支配形態と思われるふしがある。この点は、別に詳細な検討を要することであるが、単に「領」という戦国期の地域支配に関する史料上の表現にしても、その実態は個々にその領主の性格を検討した上でないと支城領とはいえず、「領」その

ものも、経済圏と同じような使われ方をされる場合も多く、その点で、前述したように、「郡内領主小山田氏」と

さらに研究の余地があると思われる。

三、武田氏の郡内領支配

田氏の郡内領主を強調するものとして、永正十七年（一五二〇）の岩殿権現社宛の棟札に「当郡守護平信有」とみえているものが紹介されているが、これとても武田氏との抗争に敗れた直後のものであって、その後武田氏とのかかわり合いのもので、実態がどうであったのかは、

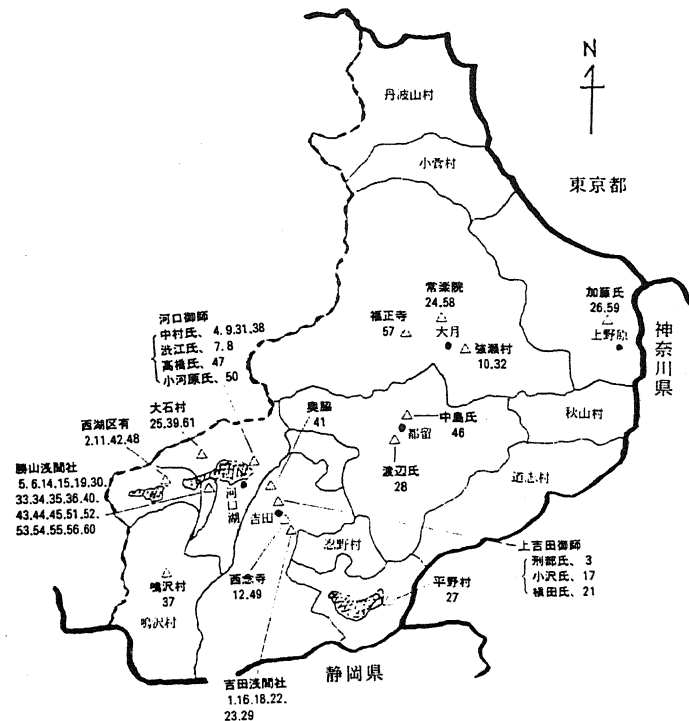
次に武田氏の郡内支配の状況を、小山田氏と同様にその発給文書から検討してみると、家臣団のものもふくめて、第一表のようになり、いくつか新しいことがわかってくる。

第一表

年月日	差出人	宛名	内容	所蔵者
1 永正3・4・11	信繩（花押）	富士浅間社	願文（当病平愈）	吉田浅間社文書
2 天文9・7・10	信虎朱印	（西湖衆） 菊屋坊	関所役免許状	西湖区有文書
3 （？） 6・9	（信虎花押）	駒屋	知行宛行状	刑部文書
4 （？） 7・27	（信虎朱印）	富士浅間社	過所（馬三疋分）	中村文書
5 （？） 8・17	（信虎花押）	北室神主	願文（太刀他奉納）	勝山浅間社文書
6 （？） 12・7	（信虎花押）	洪江右近丞	棟別役免許状	“
7 天文11・3・7	竜朱印	“	道者坊安堵状	洪江文書
8 “ 14・2・25	“	“	蔵銭免許状	“
9 “ 15・9・3	“	駒屋	過所（馬三疋分）	中村文書

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
天正 9・5・6	(9) 8・12・11	8・8・24	7・3・吉	7・2・吉	5・6・1	5・2・22	天正 4・4・3	(?) 3・7	飯富昌景	3・2・13	3・8・10	2・12・25	天正 元・12・24	4・9・5	3・6・吉	2・4・21	2・2・13	元龜 元・6・28	永祿 9・5・吉
竜朱印	栗原信盛	竜朱印	(勝頼花押) 竜朱印	安西有味 竜朱印	勝頼(花押)	勝頼(花押)	竜朱印	飯富昌景	飯富昌景	竜朱印	竜朱印	板垣信安(花押)	(勝頼花押) 竜朱印	竜朱印	竜朱印	竜朱印	信玄(花押) 竜朱印	信玄(花押) 竜朱印	信玄(花押) 竜朱印
西念寺	弥左工門他	高橋勘解由左衛門	中島大和守	小佐野越後守	御室前	富士神前	西湖郷他	山口山城守	小山田	越前守	駒屋	神津善兵衛	小佐野越後守	富士山御堂	富土山御堂	小佐野越後守	中村与右工門尉	中村右近助他	浅間大菩薩
道者関安堵状	年貢他預状	開発地宛行状	感状(去十八日戦)	官途状	願文(武運長久)	願文(黒駒開闢)	諸役免許安堵状	知行宛行状	書状(御室別当参社)	白鳥進上申付状	関役安堵状	知行宛行状	相論裁許状	社務安堵状	社領寄進状	岡宮社務申付状	諸役免許定書	知行宛行状	願文(息女安産)
西念寺文書	西湖区有文書	高橋文書	中島文書	〃	〃	勝山浅間社文書	西湖区有文書	奥脇文書	勝山浅間社文書	渡辺文書	中村文書	鳴沢区有文書	〃	〃	〃	勝山浅間社文書	〃	〃	勝山浅間社文書

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
13・4・23	13・4・23	11・3	(永祿11) 7・10	永祿 10・12・17	(?) 6・12	9・12・22	8・5・吉	8・正・吉	7・5・26	7・3・6	5・3・4	4・5・8	4・閏3・2	永祿 3・6・6	弘治 3・3・10	3・11・19	23・5・21	22・5・晦	天文 16・8・11
信玄(花押)	信玄(花押)	竜朱印	信玄(花押)	竜朱印	義信(花押)	竜朱印	信玄(花押)	〃	〃	〃	〃	〃	竜朱印	方来印・竜朱印	晴信(花押)	〃	〃	竜朱印	晴信(方朱印)
富士浅間社	渡辺土佐守	六郎右工門他	加藤丹後守	渡辺越前守	勝泉院	富士山中宮	富士浅間社	中宮祢宜	小山田弥三郎	富士御室神主	(〃)	中宮神主	吉田諏方森	諸役所中	富士浅間社	種原左工門五郎	(西念寺)	西之海衆	小山田出羽守
願文(豆相平定)	官途状	諸役免許状	書状(氏康出陣)	白鳥進上申付状	書状(修驗御用)	過所(都留郡口)	願文(息女平愈)	造宮錢寄進状	人返令状	祈念申付状	棟別役免許状	造宮錢寄進状	禁制	過所(御室供米)	願文(息女安産)	感状(葛山地攻)	道者関勸進許状	諸役免許状	感状(信州志賀城)
吉田浅間文書	甲州古文書	長田文書	加藤文書	渡辺文書	常楽院文書	〃	吉田浅間社文書	榎田文書	小山田文書	勝山浅間社文書	吉田浅間社文書	小沢文書	吉田浅間社文書	〃	勝山浅間社文書	甲州古文書	西念寺文書	西湖区有文書	甲州古文書



第 2 図

(注) 番号は第一表と同じ

61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
(?) 12	(?) 11	(?) 10	(?) 7	(?) 7	(?) 6	(?) 5	(?) 5	(?) 5	(?) 4	(?) 4	(?) 正 12
跡部勝忠	"	"	勝頼 (")	信豊 (花押)	跡部勝忠	有賀・跡部	野村勝政	"	"	市川家光	勝頼 (花押)
渡辺越前守	御室別当	勝仙院	加藤次郎左エ門	種村兵部丞	小佐野越後守	小山田	御室神主	"	"	小佐野越後守	(欠)
書状 (増分宛行)	書状 (立願奉納)	書状 (巻数礼)	書状 (被官派遣)	書状 (勢州在陣)	書状 (祈禱依頼)	書状 (別当小屋談合)	書状 (舟津役所)	書状 (")	書状 (")	書状 (大般若経輪読)	書状 (年甫の祝)
勝山浅間社文書	常楽院文書	加藤文書	福正寺文書	"	"	"	"	"	"	小河原文書	勝山浅間社文書

まず第一に発給年代別の分布や残存量が全く小山田氏の場合と同じ様相であるというのが一つの特徴であり、内容については、矢田氏は、郡内領へ武田氏が宛てた文書の権限は寺社興行権や軍事指揮権などの本来守護職に付随した権限のものに限定されるとしている。第一表でみる限りにおいても、確かに大社寺に宛てたものがきわだっているが、これを一括して守護の寺社興行権と片付

けてしまうには、余りにもその内容が多様である。因みに、小山田氏の場合と同様に、その発給文書を、地図上に落してみると、第二図のようになる。

これによってみても、大社寺には、小山田氏と全く同じような頻度で、同じ個所宛に武田氏の文書も出されていることが明らかであり、その内容についても、第一表に明らかなく、単に祈願や造宮寄進などの興行権のみでなく、宛行状や安堵状、免許状なども多く、基本的には小山田氏の場合と何ら差違が認めにくいというのが一般的な見方かと思われる。もう一つの軍事指揮権については、旧稿でものべたように、立法権、外交権などともに大名権力としての武田氏の個々の権限であることからすれば、当然のことであり、ここであえて守護権限を強調する必要はないと思われる。軍事指揮権を問題とするならば、武田氏よりむしろ郡内領での小山田氏の指揮権を問題にすべきであるが、一例をあげれば、永禄十年(一五六七)八月の武田家臣団の信濃生島足島神社への起請文提出者の中に、小山田氏自身のものとともに、その有力被官衆のものも別途に徴収されていることをあげればよいであろう。(15) しかも第二図で明らかように郡内領においても、武田氏は大社寺以外の諸士に対して軍事指揮権にかかわるような文書を発給しており、その存在が散的ではあるにせよ、郡内領でも個別に武田給人

が存在したことをうかがわせる。さらに、平野村や大石村の場合で明らかのように、特別な被官関係のない人々や郷村に対しても、必要とあらば、直接的な指令が下されているのである。

以上の点から、郡内領における武田氏の支配状況を考えてみると、まず、郡内領全域にわたって立法権や軍事指揮権を有していたことはむろんのこと、支城領として分領支配を認めた小山田氏領においてさえ、大社寺や個別給人の掌握がなされており、それにとまなう第二次裁判権や過書発給権なども有していたことが明らかである。

四、まとめとして

すでに矢田氏の所説については、二、三の反論のあることを紹介したが、小稿でも蛇足の感が強かったが、稿を進めるうちに同じような調子の反論に終止してしまった。それならば、もっと細部にわたって反論史料をあげて詳細に記述する必要があったが、紙数の関係もあって二、三の論点のみの反証にとどまった。要は、大名領国制の中での支城領の性格をはっきりさせようとの意図であったが、中途半端なものに終わってしまった。

注

(1) 「戦国期甲斐国の権力構造」(『日本史研究』二〇一号所収)、後に拙編の『武田氏の研究』(戦国大名論集10、吉川弘文。刊)に再録。

(2) 小和田哲男「東国戦国大名論―最近の研究動向と今後の課題」(『戦国史研究』一号)。

(3) 小峰裕美「小山田氏の郡内支配について」(『駒沢史学』二八号)、笹本正治「武田氏と国境」(『甲府盆地』雄山閣刊)ほか。

(4) 「国人領主小山田氏の武田氏被官化過程」(『古文書研究』九号)。

(5) 「郡内領小山田氏の性格」と改題(一九八一年十月、名著出版刊)。

(6) 注(5)論文。

(7) 佐藤八郎「郡内領主小山田氏と御師衆」(『甲斐路』十五号)。

(8) 天正九年三月二十日武田勝頼印判状(八王子市・大野聖治氏現蔵)。

(9) 勝山浅間神社や吉田浅間神社、河口御師宛、詳細は第一表参照。

(10) 年未詳三月吉日の刑部新七郎宛小山田信茂書状(刑部文書)、永禄二年四月十四日の小沢坊宛・小山田氏定書(『新編甲州古文書』二一九五号文書)。

(11) もと京都・安藤謹四郎氏所蔵(『史徴墨宝』所収)。近年、山梨県甲西町・井上泉氏の所蔵に帰した。

(12) 「甲州古文書」二ノ上所収(『新編甲州古文書』二一九六号文書)。

(13) 「甲斐小山田文書」(旧東京市本郷真砂町十五番地 小山田信茂所蔵)。東大史料編纂所影写本注記。

(14) 『甲斐国志』ほか。

(15) 『信濃史料』第十三卷所収。

(一九八八・四・一〇記)

(東京都練馬区関町北三―四七―二)

郡内小山田氏の系譜

小山田 了三

はじめに

郡内小山田氏の系譜を探ろうとする時、まず人々が資料として思い浮かべるものは「甲斐国志（以下国志と記す）」であろう。

ところで普通ある資料を用いようとする時、専門家であればその資料の正偽を確かめ、さらにその内容を検討し、資料の価値を吟味するのが常道である。しかし、専門家以外には、資料の良否や偽文書などについては判断できないから、勢い専門家なるものの手を通して資料化したものを用いることになる。

右で挙げた国志の都留郡人物部の項について、この点を吟味してみると、まず、その構成が、土庶部を欠き、他の部と比べてかなり異った内容であることに気付かされる。ここで判ることは、著者らはできる限り多くの資料を集めようと努力した跡はあるものの、どのような理由

と記している。

そして右の小山田氏系図は、千葉上総系図によると解されている。

まず、この内容については三つの問題を指摘できる。
〔一〕小山田氏系図の存在が不明であったこと。
〔二〕有重の子として小山田五郎行平を挙げていること。
〔三〕小山田氏の所領について明らかにできなかったことなどである。

ところで小山田氏系図には右の上総系図外に、五郎行平と五郎行重（稲毛重成の子とする）を載せたものがあり、国志の筆者は、東鑑を知っているはずであるから先の記事は、こちらの系図を用いて、行平は行重と違う人物と考えて載せた可能性があるのである。それについてここでは紙数の関係で詳しい話ができないので、別に論ずることにするが、筆者は、国志の小山田氏の資料を真剣に集めた人々が、有重の子に行平を挙げたのは、右の様に東鑑の示す行重以外の人物を考えた可能性が強いと考えている。

しかし、先年まで郡内小山田氏の研究は、何故かこのことについて、全く検討を加えずに、五郎行平を、単に

によるものとか、それについて十分な検討がなされていないのではないかと思われることである。というのは、その中の小山田氏の項についても、問題がありすぎるように見えるからである。

さらに、小山田氏の系譜については、近年この国志を用いた人々が、全く単純な誤りをしている場合も多い。

例えば、信虎の妹を子信有の室としてみたり、信茂についての項で、柏尾山大善寺の造営記に鶴千代丸、信有の息子藤乙丸とあるのを、わざわざ鶴千代丸をはずして藤乙丸を信茂とするなど、同様の誤りを二、三ならず指摘できるであろう。

一、郡内小山田氏の始まり

右のことを、郡内小山田氏（以下郡内をはずす）の初めの記事について検討してみよう。国志は

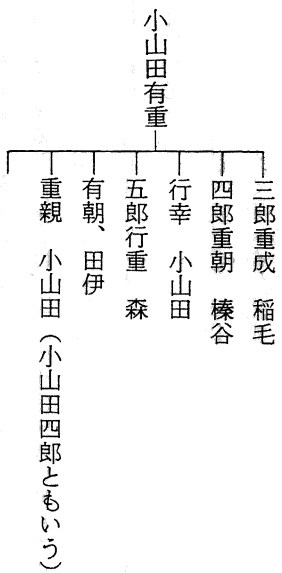
「小山田氏・武州ノ平姓秩父太郎大夫重弘ノ次子小山田別当有重ニ三子アリ、稲毛三郎・榛谷四郎・小山田五郎行平ナリ、承久記ニ本州ノ兵士ノ中ニ小山田太郎ト言フ者見エタレバ、蓋シ自五郎行平之時、受封ヲ本州ニナルベシ、」

東鑑を用いて行重と訂正し、さらに国志に従い、五郎行重の時に郡内に封を受けたとする者が多かった。

ところが、その行平と置き換えた行重が郡内を与えられた記録は東鑑を含めどこにもないのである。建暦三年の和田氏の乱で、一族の古郡氏を亡した時、その功で郡内で恩賞を与えられたのは、武田、鎌田、島津、加藤氏らであるが、もし行重が封を受けていれば、かつて東鑑中で右の人々と同様に名を記されていた行重名を落す可能性はきわめて少ないはずである。それ故、国志の記載を行重と訂正した郡内小山田氏発祥の説は、はなはだ根拠の薄いものであると断言できるのである。

ところで、明治の末頃すでに、このような小山田氏の系図に不完全さを感じたのであろう。渡辺世祐氏と八代国治氏が、小山田氏関係の資料収集とその検討を行ない、次のように補正を加えている。

（武蔵武士、大正二年刊行）。



この中で、後に示す家伝の系図と一致する行幸の出所については、今のところわからない。(なお、家伝の系図を外に示したことを、筆者は耳にしていない)。

しかし、このことは、筆者の家伝の系図の他に行幸をのせていた系図があったことを示しており、有朝、重親系についても、いずれ何らかの折に発見されるであろうことが期待できる。(なお、かつて筆者は、右の系図を知る以前に重親系の系図を示されたことがある。)

国志の以上の検討によって、郡内小山田氏の初代を行重とする説は、何ら根拠のない仮説に基づいてなされていることは、明らかである。

さらに、行重郡内小山田氏の初代説の根本的な欠陥は、その後の武蔵小山田氏について全く無視していることで

ある。

ところが、小山田高家の故事が示すように南北朝時代まで、武蔵小山田氏の系統は武蔵国で続いていたと、断定してもいい程の多くのものが伝えられており、これを元に地元ではその存在が信じられているのである。従って、武蔵小山田氏その後に触れずに行重を行重におきかえて郡内小山田氏の初代とするのは、自説を守るために、作意的に武蔵小山田氏を抹殺しているという批判をさげられないことになる。

以上を踏まえて、筆者が所持している家伝の系図に従って、郡内小山田氏代々について説明してゆきたい。

この家伝系図(表紙・甲州郡内小山田家系図巻一)は、信茂の嫡子である十八代信綱の文禄四(一五九五)年の裏書と花押があり、代々嫡(宗)家が加筆相伝してきたと記されているものである。以下これに従って迷べる。

二、郡内総領としての初代行幸

郡内小山田氏の初代(有重から数えると二代目)は有重の子六郎行幸(又幸行)。後述する本人宛下文写には幸行とある)とする。

これによると、有重の母(小野考兼女)はその出身である横山氏の一族が開発した横山氏の私領田原郷を持参して、秩父重弘に嫁ぎ、これが父有重から子六郎行幸(又幸行)に渡され、行幸が田原別当の総領を立てた(文治元年)ことに始まるとする。また、行幸は妻を妻とした。(なお、近年、行重を郡内小山田氏初代とする人々が小山田氏の所領について取り上げる時、初代の小山田氏所領として「田原郷」の表現を用いているのを見るが、この表現は筆者がこの家伝系図によって初めて示したものである。また、本系図に批判的な立場をとる論者が本系図で初めて明らかになった血縁関係を適当に利用している大変おもしろい例も見られる。)

六郎行幸(又幸行)のことは「東鑑」に記されていない。それは、兄達に比し、行幸の名田がはるかに少なかったからと考えられる。(これについては、甲斐路61頁拙文を参照)。

ところで、郡内小山田氏の初めの数代は不明である。それは郡内小山田氏の初期(二代から五代までの間の菩薩寺が不明になっていることも、原因であると言えるであらう)。

家伝系図によれば行幸(幸行)の法名は幸行寺殿鶴山全公である。従って、かつての田原郷中に幸行寺が存在したはずであるが、現在これに当るものを探がすと、都留市大幡の広教寺であると考えられる。なお、この寺は再三の火災により記録が一切失なわれてしまっている。そのため、それについて直接の示唆を得るのは難しいが本尊の地藏菩薩坐像の台座に記された寄進者の重吉は、後述する十代小山田小四郎信美の幼名と年令が合致していることから、かつてこの寺が、小山田氏と関係があったと推定できる。

□ 三代小山田太郎重幸

六郎行幸(又幸行)の子が、三代太郎重幸であり、妻は北条時政の伯父である五郎時綱の曾孫であるという。重幸は承久合戦(一二二二)に武田石禾五郎信光幕下として活躍し、その功により、都留郡南方奉行人になった。(これについては、かなり長文の補任状写が残されているので、その内に発表したい)

以下、孫とその子がこれをついで、六代義重となる。

○ 六代小山田小次郎信膳

六代信膳は初名を善重といい、善重は元円通寺法印であったという。が兄(五代武重)が合戦によって盲目と

なったため、その後を受けて還俗して家を継ぎ、元弘元年(一一三三)年の甲州勢上洛の折には、石末武田三郎の旗下として出陣した。帰還の後、建武年(一一三四)一三三八)中には三条殿(足利直義)に軍忠して所々で力戦し、武田孫六入道父子が西国に出張した後を助け、やがて父子を無事甲州へ再還させたという。

これらの功により、貞和三(一一三三七)年六月三条殿から、鶴郡探題に補された。(系図には御教書写をのせている。)

以後小山田家代には鶴郡主を称し、谷邑城主(これを筆者は現在の谷村の烽火台跡ではないかと考えている)と記すようになっていく。またこの時小山田家は孫六入道から「信」の一字を贈られ、善重は名を信繕(出羽守)と改める。これ以後「信」は小山田氏嫡家の通字となった。そして孫六入道の孫女が信繕の子信恵に嫁いでいる。信繕の法名を一圭宗徳という。

右の信繕の経歴は、武田一本系図中の信宗の項で信宗が若狭守護一族と争い没落流浪して武州滝山で修行の人(後小山田氏)と出合ったという武田側の郡内小山田氏発祥の話と大変似ていることは興味深いことである。

この文書から、弥次郎信澄の代には上記の様々な背景を土台にして発展した小山田氏の国人領主としての力が都留郡の南方にも及んでいたと考えられよう。

ところが応永廿三年息子の朝信が禅秀の乱に加担し、武田満信と共に戦死する。なお朝信の「朝」の一字は上杉管領家より贈られたものと伝えられており、その人物は禅秀の父朝宗か、伯父(父の兄)の朝房のことであろう。

五 十代小山田小四郎信美

これより前、六代信繕の一人が、上杉憲方(山内家)の家人となり、衛門佐家をたてていた。禅秀の乱の時には九代朝信の弟小四郎重吉がこの家をついでいたが、兄が打死したため帰国して宗家を継いだ。重吉は名を信美と改め、関東公方(足利持氏)へ降って鎌倉に出仕した。これは小山田家存続のために、山内上杉の家人だったことを最大限に活用した父信澄らの苦心の策だったのであろう。ところがまもなく「左馬助(持氏)邪心頭之間」京都將軍に忠勤し、結城会戦等の功によって、関東管領前安房入道長棟公から、衛門佐家のものであった武州小山田家の旧地と豆相両州の所々の地頭職をも合わせて受ける

旧都留郡金井村(現都留市金井)の桂林寺は応永初、八代弥次郎信澄(号富春)が母武田氏(元生尼)のために旧居を寄進して建てた寺であるとされ、寺には系図中の六代から十代までの法名が残っている。その中に「前法印一圭宗徳」なる墓碑が残されており、これは右の信繕の法名である。

なお桂林寺の小山田氏の墓石を調べると、すべて鳥居氏(寛永年)以前に意図的に破壊されており、現存するものは江戸時代中期の宝永年(秋元氏転封后)以後に建立したものである。

四 八代小山田弥次郎信澄

郡内小山田家の八代を継いだのが武田氏を母とする義明改め信澄である。信澄も武田氏に加勢して国中にしてしばしば出張し、明德二(一一三九)年には一女が明庵公武田満信(家伝系図による)に嫁し、信重を生んだ。信澄の存在について、「妙法寺史録」の応永元(一一三九)年の記事に

「当郡大原郡木立村ノ於鼻曲石三反歩当家為武運繁栄令寄付者也、平信澄花押」

なる文書がのせられている。

ことになった。後の小田原衆所領役帳に見られる小山田氏の武豆相三州の所領はこれであると考えられる。

この小四郎信美は初名を重吉といい応安元(一一三六)年の生まれであった(家伝系図)。ところで、先にも記したように、この重吉の存在を示すものが前述の都留市大幡の広教寺に残されている。広教寺の本尊である地藏菩薩坐像の坐底には「明德元(一一三九〇)年六月十六日重吉在判歳二十三才」とあり、これは信美の初名重吉と年令も一致する。またこの字は火事の折、池に投じて所々字が消えて読めないところがあるので、元々は平重吉と記されていたものと思われ、信美が家督(応永廿四(一一四一七)年)する以前に先祖の寺である広教寺に送ったものと考えられる。

右を見れば、戦国時代の小山田氏の北條領内の所領(小山田弥三郎と弥五郎の所領)についての始まりは明らかである。

六 十二代小山田弥三郎信光

信澄の曾孫信光(了円、国志では涼苑)は、父弥太郎信実(儀山、山城守、谷村城主、初代岩殿城主)の後を継いだ。

一方武田家は信昌が家を継いだ。信昌は宝徳（一四四九〜一四五二）年中、祖父武田信重（母は小山田氏）が穴山氏のため討死して後、一時中津森に逃れていたが、寛正六（一四六五）年に跡部（小笠原氏）攻めを決意した。この時信昌に従う者は国中ではわずかに三枝、武藤の数騎であったが、信光（了円）父子（子は孫三郎信長・耕雲）が百余騎を率いて与力し、石和の所々で合戦して、信昌が勝利を得た。

なお、この家伝系図による後半の部分は武田氏側から記された武田信昌の活躍の様子（甲陽遺聞録など）とよく一致している。

信光の女は武田信昌に嫁して、武田信恵（家伝系図では油川と記していない）と岩手四郎を生んだ。信光の孫弥太郎信隆（徹山・山城守）は、武田信繩、信恵兄弟相論の時には、近隣諸国との共存の立場をとり、今川・北條両氏と契約を結んだ従兄の武田信恵に与力する。しかし永正五（一五〇八）年十月信直（後の信虎）と戦った信恵兄弟は敗死する。

信隆はその後も両国の後押しをうけ、信直と対峙し、同年極月の棒ヶ峰の最後の合戦では初戦では、信直軍に

守護を名乗った。

ところが享禄二（一五二九）年になって、都留郡と国中は対立し、信虎が国中と郡内との交通を遮断した。

家伝系図によるこの年信有は今川氏を通じ、都留郡の守護職を堺の將軍家（足利義維）に願い出たという。この越中守信有（後に出羽守とも称した）の母は葛山氏で今川の重臣瀬名一秀（従五位下、陸奥守）室の妹だったため、その取持を今川氏へ依頼したものであろう。信有は又伯母（母の妹）が早雲室であったこともあり、二人の義理の伯父達に触発されて中央に憧れ、独立の野望を大いにかきたてられたのであろう。これにより領内統一をもくろむ信虎との間には一触即発の危険が生じた。しかし信有の夢も、実質的な力を失っている將軍家の力ではたされるべくもなかった。その祝のデモンストレーションとなる筈だった近習達百人の茜袖や金作りの太刀の装いもむなししく、これ以後小山田氏は武田氏の下風に立つ事になった。

Ⅷ 天正壬午年の信茂父子の行動

長條の戦いで大敗を喫し、人的大損失を受けた後、武田氏は守勢にまわり、攻撃を受けた自軍の城の救援さえ思

勝利したが、深更に急襲されて打死したという。信隆の法名を福聚院殿徹山道隆とする。

小山田氏の系図中、六代信繕以下十七代信茂までのうち、桂林寺および長生寺の史料に法名を欠くのはこの十四代弥太郎信隆のみであるが、長生寺にこの時代の人物で火災などで不明になったものか、後から書き直されたらしい男子の法名が一人記されている。

信隆の位牌がここにはないのは、長生寺は武田紋を有する寺であったことから、信隆については別に寺を建てて祀ったためではないかと思われる。「甲斐国社記寺記」によると桂林寺末の福聚院（北都留郡中初狩）は今廃寺となり、伝承も不明になっているが小山田山城守の由来を示しているのが、これが系図に記されている福聚院であろう。

なお、この末寺に信茂の塚を祀ったとされる瑞竜庵がある。

Ⅸ 十五代小山田孫三郎信有

父打死の跡をうけ、十五代孫三郎信有（初平三）が家を継いだ。信有は永正八（一五一二）年信虎の妹をめとり、武田氏と和睦するが、この時武田家と拮抗して郡内

うにまかせなくなっていた。武田軍団の人々の目には、勝頼は無謀な戦いで人命を軽んずる大将と映るようになっていたのであろう。さらに彼は武將達の心も離れるような行動をとっていた。天正六年上杉の跡目を、北條氏康の子景虎が景勝と争った折、勝頼は妻の兄である景虎のために出兵しながら、黄金を贈られて義兄を裏切り、景勝と和したのである。このような拙劣な外交によって、人心は一層武田家から離れ、これが武田氏滅亡の決め手となっていった。

こうして武田家は、天正十年三月の滅亡を迎えることとなった。それと共に武田に依存していた小山田氏も一族滅亡の危機に立たされた。

この時、戦国に見られた多くの例のように、小山田氏も父子が別れて、織田、北條氏二大勢力への二つの選択を試みた。そして、父信茂が女婿武田信堯を擁しての武田家再興に失敗した時、子信綱など小山田氏一族は北條氏への郡内委譲と交換に、氏直に属することとなった。

やがて、明智勢による本能寺の変が伝えられた時、系図の信綱の項には、

「天正壬午夏明智光秀当家仇敵織田父子討滅之事聞時

信綱甚愉快」

と記し、

「然共同庚寅年北條家没落、氏直亦流浪故昇京師（別項に仕結城公 後被召東照公）」

とのせている。

終りに代えて―小山田氏研究の問題点―

近年、武田氏研究が進むにつれて、小山田氏の研究も進められ、武田氏の権力構造の解明と共に、小山田氏は発給文書などから見て、武田氏の強力な支配下におかれた、とする説が強くなってきているようである。

この戦国大名研究における統一権力的な捉え方の方向は、注目する戦国大名の権力を全体的・体系的に把握するための一時期のあり方としては、正しいとしてよいであろう。しかし、戦国時代に、全国的に統一の渦に巻き込まれつつあった各地の小豪族の動向が、そのような形式的に権力を強めた側からの見方だけで、当時の小領主達を含む権力構造の実態を把握したことにはならないように思われる。

そのことは、次のような現代の社会事例をあげること

の末端に至るまで全企業体がシステム化され、統一されて見えるが、この見方が全く皮相的で正しい姿をとらえていないことは、今日の独立した企業権を守り続けている数多くの中小企業の実態を見れば明らかである。

これは戦国時代の武田氏下の体制についても言えることで、これに属した国人領主達、とくに小山田・穴山氏については、右の中小企業をしたたかな生き方を参考にし、考え直す必要があるであろう。

天正十年時、小山田氏の武田氏の見捨てについても、今日ある大企業が自身の経営の悪さのために、破産しようとしている時、これに義理立てして、一緒に倒産しようとする中小企業が果しているであろうか。また、もし逆に属する中小企業が破産しそうになった時、属する大企業がどれほどの助力を中小企業に与えるというのであろうか。

あるいは、武田氏による郡内街道の支配についても、かつて中小企業が確立した物品購入のルートが、企業存続のために不可欠となり、大企業でも利用し始めた時、中企業がかつての持っていた独自の商権を失ない、大企業の支配体制が確立したと解するであろうか。

によって容易に理解できよう。

今日、われわれが戦国のイメージを描く時、そのイメージは、大企業が激しく競合している今日の産業社会の構造に酷似している。

現代を代表する各大企業の下にはいくつかの中小企業がグループごとに関わり、これら一つの大企業の一つが武田氏であり、属する中企業が小山田氏や穴山氏である。ところで、今日の大企業の競争の中ではほとんどの中小企業は、どこかの大企業に依存することによって安定した存続が保障される。こういった体制の中で、大企業は企業業績を上げるために、企業全体をシステム化し、ルールをつくったり、あるいは統一した指示を出したりしている。それに対して、この大企業に属する中小企業は、大企業のルールあるいは指示に合わせて、ほぼ同一の企業行動をとっている。しかしその時、中小企業側は大企業のルールに合わせて、自社のルール改正をしたり、自社の存続さえもあやしくなるような指示にまで従うことはなく、あくまで独立体として自社が生き残れる範囲内で行動するのが普通である。

この時大企業側からの見方に立てば、属した中小企業

現在産業社会に関わりながら、こうした日常を見ている歴史門外漢の筆者には戦国の分析には文献から推考されたものの上に、もっと生きた実態を通した、より本質的なとらえ方へ踏み出す必要があるように思われる。

見方によっては、戦国時代よりも、より激しい毎日の企業の興亡に触れている筆者には、小山田氏に対する武田氏の統制や支配の実態などというものも文献上からの検討を一通り終えた後には、このような実態に還して、再度見直す必要があるように思われる。何故なら、そのような実態は、中小的存在であったために失なわれる確率の高かった文献を通すよりも、郡内での事例、例えば独立した枅や貨幣の使用、「都留郡之法」あるいは都留郡守護や「被管探題」の内容、あるいは小山田氏名田への武田氏の権力の浸透を示すものがない、などの実態を加えてはじめて、より正しい歴史の姿をとらえることができると思うからである。

従って、これなしに、小山田氏を武田氏支配の形態の中に押し込めるだけでは、小山田氏の正確な把握がなされたとは言えないであろう。

このような小山田氏に関する多くの問題点が、今後の

小山田氏研究によって、より一層深められ、解明されることを願っている。

(山梨学院大学教授)

(東京都西多摩郡五日市町五日市一〇九一)

小山田氏ととりまく女性たち

窪田 薫

一、前がき

甲斐都留郡小山田氏の祖先は、建久三年(一一九二)源頼朝が鎌倉に幕府を開いた前後、頼朝の有力な御家人として活躍した。

都留郡の地頭・守護として活躍した時代は、明徳年間(一二三九〇―一九三)小山田信澄(弥二郎・号富春)が都留市の富春山桂林寺を創建した頃から、天正一〇年(一五八二)小山田信茂が織田氏のため、甲府善光寺で一族と共に殺害された時までである。

この間における中世の武家の社会は、鎌倉幕府の家人の制度に男女の性別はなく、はじめは男尊女卑の思想はみられなかったが、次第に武家の生活が困窮するにともなう、家長の嫡子に対する財産相続の権利を強化するため、女子の財産譲渡には制限が加えられるようになり、やがては女性の自主的な権力が奪われる結果ともなった。

室町時代、武士の出である足利氏が京都に幕府を開いて貴族的な生活を送ったが、その結果として戦国乱世の時代を迎えることになった。

戦国の世は権力抗争による弱肉強食の下剋上の時代で、武門の家に生れた女性は一族の存続と家長の野望達成のための道具として扱われる場合が多かった。しかしそのような環境の中でも夫に仕える貞節と、わが子に対する愛情はいつの時代も変りがなかった。

都留郡小山田氏は、武田(甲斐)・今川(駿河)・北条(相模)の群雄の競合する勢力の狭間にあって、山間僻地の小国都留郡の領主として生き続けるためには、卓越した外交手腕と、財源の確保が必要であった。

小山田氏はとりまく女性たちの政略結婚によって結ばれた親族が、次々にひき起した戦乱に巻きこまれ、そのため一族の興亡にかかわる重大な局面に陥ることが度々であった。

本稿では都留郡小山田氏と女性たちとのかわりを述べ、あわせてその系譜と武田氏との関係について述べるものである。

古郡郷（ふるごおりごお）は古代都留郡の七郷の一つで上野原町を中心とするその周辺である。小野氏の分族は次第にその勢力を甲斐都留郡の領域に拡大してきたことが知られる。

小野篁の子良真の娘が小野小町といわれるが、都留市中小野の権守久氏宅前の庭に小野小町を祀る祠があり下小野（中小野より移転）の曹洞宗金沢山真福寺に小野篁と称する墓石がある。

古郡別当忠重の孫にあたる古郡左衛門尉保忠は、上野原の南西鶴川に面した段丘崖上に内城館（ないじょうやかた）を構えて西に続く福地郷（大月市富浜町付近）、更に続く征茂郷の波加利本荘（大月市初狩）同新荘（同笹子）の荘官をも兼務していた。

小野時重（横山五代）の娘婿にあたる鎌倉幕府待所別当和田義盛は、建保元年（一一二二—一一二三）五月北条氏の専制政治に不満をいだき、ついに挙兵して戦ったが敗北してしまった。

小野（横山）・古郡両氏は親族の関係から和田氏方に荷担したが、一族の多くは「系図二」に示すように打死または自害をして果てた。これも時重の娘が義盛の妻と

おける動向が明らかでない。

⑤ 北条時政の小山田一族に対する謀略を避けるため、五郎行平又はその一族が親族の小野氏（古郡氏）をたより、やがて波加利荘の荘官の補佐役として留ったのではなからうか。

⑥ 『甲斐国志』によると中初狩（波加利本荘）の藤島の地に随竜庵（富春山桂林寺末・現廃寺）があり、庵の傍に小山田氏の古い墳墓（明治四〇年の災害で流失）があったという。

⑦ 古郡氏の滅亡にあたり、初狩から峠一つ越えた大幡川流域（大幡・中津森・金井・羽根子・加畑・平栗・薄原）に移動し、次第に実力を培って都留郡守護の地位を確立したのではないか。

山梨学院大教授小山田了三氏は「家伝系図」により、五郎行平の弟に六郎行幸（又は幸行）がおり、祖母（小野孝兼娘）が祖父重弘と結婚する時、父孝兼より譲られた都留郡田原郷の私領を子の有重から孫の行幸に譲り渡した。この行幸が都留郡小山田氏の祖と考えられるとしている。

して嫁いだ不幸な因縁によるものである。

四、都留郡小山田氏の祖と小山田孝兼の娘

『甲斐国志』では都留郡小山田氏の祖は小山田五郎行平（行重）ではないかとしている。しかし確たる文献が見当たらない。

私はこのことについて左記の理由から、行平かその一族ではないかという私見（仮説）を『甲斐都留郡の中世を探る』の中で述べてきた。その理由として

① 兄の稲毛三郎重成親子、榛谷四郎重朝親子・一族の畠山重忠親子が北条時政の謀略で殺害されるが、小山田五郎行平（行重）はその事件の一〇年以前より吾妻鏡の記録から姿が消えている。

② 小野孝兼（横山四代）の娘（「系図二」参照）は小山田五郎行平の祖母（重弘の妻）で小野（古郡）小山田両氏は親族にあたる。

③ 五郎行平は横山時広（古郡左衛門尉保忠は従兄弟の子）と共に、度々頼朝の随兵として行動を共にしている。

④ 吾妻鏡から姿を消してから、五郎行平の小山田荘に

いずれにしても、重弘に嫁いだ孝兼の娘が都留郡小山田氏の祖を決定づけるうえに重要な役割をもっているものと考えられる。

五、禅秀の乱と武田信満夫人

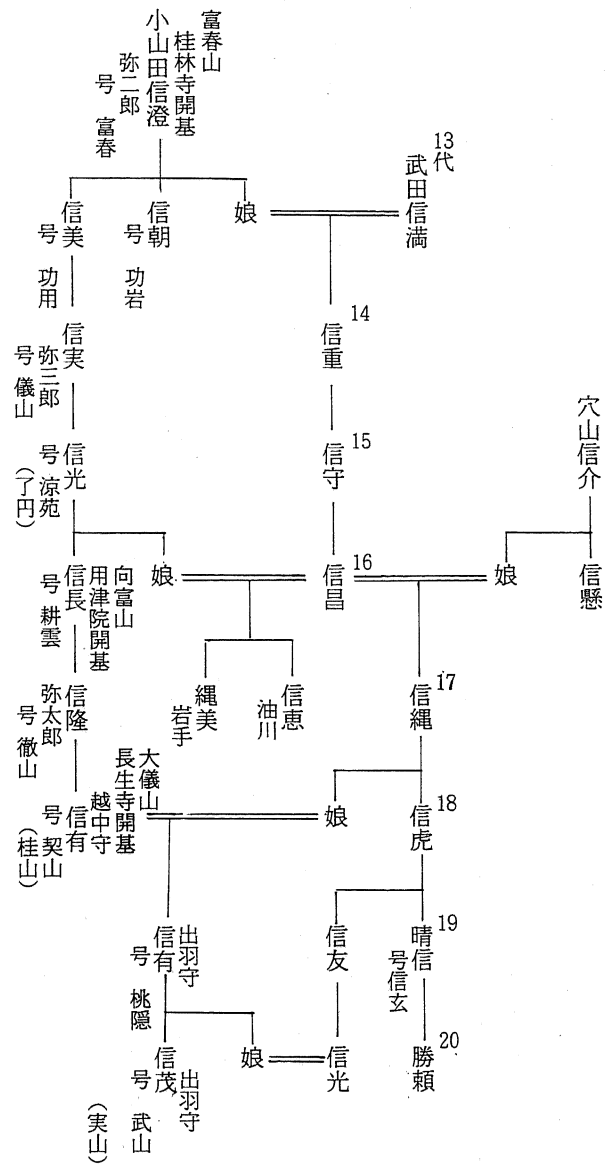
都留市金井の臨濟宗（以前は曹洞宗）富春山桂林寺は小山田氏の菩提寺で、開山は鎌倉建長寺の僧格智禅師、開基は小山田信澄（弥二郎・号富春）で、明徳年間（一一三九〇—一九三）の創建といわれる。

信澄（弥二郎）の娘は一三代武田信満に嫁し一四代武田信重の母である。また『鎌倉大草紙』によると、信満は上杉禅秀（氏憲）の小舅（禅秀の妻が信満の女兄弟）にあたる。

関東管領だった上杉禅秀は、かねて鎌倉公方足利持氏の所行に不満をいだき、職を辞任し翌応永二三年（一四一六）一〇月二日夜一族親族を結集して鎌倉を襲ったが、幕府が持氏に救援軍を送ったために敗れて翌二四年一月一〇日鎌倉で自殺して果てた。この乱に小舅（「山梨百科辞典」では舅）の関係から禅秀に荷担した武田信満も同年二月六日都留郡の木賊山（とくさやま）

系図三

武田小山田両家婚姻関係要図



備考 『甲斐国志』に「軍鑑ニ信茂ノ女武田佐衛門ノ佐ニ嫁スト云フ」とある。

大和村)で自殺してしまつた。

禅秀の奥方は夫の死の知らせを聞き、藤渡の河辺で守り刀で自害入水したと伝えられている。小山田了三氏の「家伝系図」によれば、信澄の嫡子信朝(号功岩)もこの乱で打死し当家は累卵の危きに陥つたとある。

信満の敗死後その子信重、信満の弟信元ら武田守護家は国外に流浪する悲運の時代を迎えることになった。この禅秀の乱も前記の和田義盛の乱同様に、娘の縁先のひき起した戦に荷担し、悲運を招く結果となつたのである。

六、小山田信光の娘と武田家総領争い

小山田信澄より四代目小山田信光の娘は武田信昌に嫁いで油川信恵と岩手縄美を産んでいる。(「系図三」参照)

都留市金井の曹洞宗向富山用津院と同羽根子の曹洞宗大儀山長生寺の開山は鷹岳宗俊禅師である。禅師は甲斐八代郡中山広厳院開山雲岫宗竜禅師の弟子で禅奥をきわめその法を継いだ。広厳院の創建にあたって『甲斐国志』に「国主武田刑部少輔信昌地ヲ寄セ外護ヲ為ス」とあり、武田信昌と都留郡小山田氏の関係は鷹岳禅師を通して一

層深められたことが知られる。

長生寺に残る明治三六年製版「大儀山長生寺之景」(銅板)の説明のなかに、

「当寺(長生寺)ハ文明年間今ヲ距ルコト四百三十余年武田信昌公ノ婦人(小山田信光娘)出産ニ臨ミ苦悶甚ダカリシガ、鷹岳和尚ノ安産祈願ニヨリ無事男子(油川信恵か)ヲ産ムコト得タリ」とある。

「系図三」で示したように、信昌と穴山信介の娘との間に生れたのが一七代武田信繩で、信光の娘と信昌の間に生れたのが油川信恵と岩手縄美である。信昌は信繩より信恵を愛したので信繩と信恵との間に武田家総領争いが起り、小山田弥太郎(信隆)と同平三(越中守信有)は血縁の関係から信恵・縄美に荷担することになったが、結局は信恵方が敗北して信恵・弥太郎は打死し、平三は韭山の北条方に逃れて出任することになった。

この事件について『勝山記』に「延徳四年(一四九二)此年六月十一日甲州乱国ニ成り始テ候也」、「永正七年(一五一〇)此春国中都留郡ト御和ボク落付」とあり、一八年間の永い間の争いであった。

この武田氏の総領争いも信光の娘が信昌に嫁したこと

に端を発した騒動である。

七、武田信虎の妹と越中守信有

武田信虎は戦国大名としての野望をいだいた。そのためには如何にしても都留郡小山田氏を家臣団の中に組み入れ甲斐国を先ず掌握せねばならなかった。その方策として和睦後の大永元年（一五一二）二月十九日信虎は中津森の越中守信有館を訪問し親交を計っている。

また『甲斐国志』に信虎の妹が越中守信有（出羽守とも称した）に嫁したことが記されている。

『勝山記』によると、享祿二年（一五二九）中津森の御大方様が六月二十日に遠州にお出かけになり、ア子コ（姉）と御対面になり、色々と奔走されたことが記されている。

このことについて小山田了三氏は、越中守信有の母は葛山氏（今川氏の重臣頼名一秀室の妹）であることから、都留郡守護職を今川氏を通して足利將軍に願い出たということを述べている。

八、天正寺と茂菊理繁大姉

都留市与繩日陰（同地日向より移転）に南向山天正寺（本尊千手観音）という寺があり、小山田氏の菩提寺富春山桂林寺末である。

開基は茂菊理繁大姉で小山田越中守信有の娘であるが名は分っていない。北条氏の家臣と婚約がまとなり、興に乗って小沼（西桂町）の辺まで進んだ時、先方の使いの者が相手の婿が急死の由を告げてきたので、本人は直ちに髪をおろして尼となり、都留市与繩の日向西谷所（にしきいと）に天正寺を建てて茂菊理繁大姉と号して相手の冥福を祈ったことである。

その節を守る固きこと誠に希なる女性というべきである。

九、志賀城主奥方の末路

天文一六年（一五四七）武田晴信（信玄）は信州佐久郡に軍を進めて、笠原清繁を城主として兵士約五〇〇〇人程で頑強に守備する志賀城を攻め、八月一日に漸く攻め落すことができた。

その際老弱婦女子は生捕りにされ、甲府に連行され、

甲府方に親類のある者は二貫以上一〇貫ほどで身請され、

請人のない者は奴婢（下男・下女）や遊女に売られたという。

小山田出羽守信有（茂菊理繁大姉とは女兄弟）は志賀城主等原殿の奥方を給って大月市駒橋の館に囲っておいとと伝えられている。

当時は小山田氏谷村館の相備えとして境（都留市）と駒橋（大月市）に一族の館が配備され、要所の警備にあたっていた。

その頃の童謡に「岩殿山で琴をひくひくは殿うたうは殿の御めかけ」と歌われたという。

戦に敗れた後に残された弱者の姿が、志賀殿の奥方の末路からもしみじみとうかがわれ誠に哀れである。

出羽守信有はそれから六年後の天文二年（一五五二）正月死去、葬送者一万人郡内一番の葬式といわれた。信有死後の志賀城奥方の行方については明らかでない。

十、勝頼夫人と信茂の反逆

小田原（後）北条氏は三代氏康、四代氏政と続くが、氏政の弟の一人は上杉謙信の養子となった上杉景虎で、

妹の一人は武田勝頼夫人となった。

天正一〇年（一五八二）二月武田勝頼が織田軍を迎えうったため諏訪へ軍を進めたが、その留守中の二月十九日武田氏発祥の地韭崎市神山町北宮地の武田八幡神社に対し願文を奉献した。

この願文は五七一文字、二一行からなり、武田家の安泰と夫勝頼の武運を祈願した切々たる情をこめた願文として知られている。

勝頼は天正一〇年三月三日早朝、最後の拠所とした新府城（韭崎市中田町）に火を放って郡内の岩殿城に向った。

笹子峠を越え岩殿山に入る計画が、小山田信茂の背叛によって入ることができず、上杉禪秀の乱で武田信満が自殺したゆかりの地である天目山を目指し、三月一日日川溪谷沿いの田野において勝頼は夫人及び嫡子信勝と自刃し、ここに武田氏は滅亡する。

この最後にあたり勝頼夫人は、「わたしの生れた家は北条早雲を祖とする弓矢の家柄であるから、女性であっても決して見苦しい最後はしない。立派な最後であったことを故郷の小田原へよく伝えて欲しい」と云って黒髪

を切り落して包みその上に、「黒髪の乱れたる世ぞ果しなき思いに消ゆる露の玉緒」の辞世の歌をのせ、家臣にどのようなにしても北条方に渡すことを依頼したと伝えられている。

小山田信茂は土壇場において主である勝頼に離反したことに逆臣の汚名を一手にひき受けた感が強い。しかし小山田氏が武田・北条・今川の群雄競合する峽間にあつて、祖先より死守してきた郡内領の安堵に対する執着と、肉親を犠牲にしても己の野望の達成と安堵に明け暮れた下剋上の時代を考慮しなければなるまい。

いま一つ信茂のために弁明しておきたいことがある。

小山田氏の祖である小山田有重は小山田（町田市）別当でありこの辺は小山田氏の本領の地であつたが後小田原北条氏の領域となつた。

越中守信有（平三）は永正五年（一六〇八）信虎との戦に負けて北条氏をたより垂山に出任している。また永禄二年（一五五九）北条氏康の『小田原衆所領役帳』の他国衆の筆頭に、小山田信茂の名がみえ四一六貫八二一文を負っていることは北条氏の家臣という形で位置づけられている。したがって北条氏（氏政）と武田氏（勝頼）

逆臣小山田信茂とは

大月市文化財審議委員 石井 深

関東三名城の一として知られた岩殿山は、代々小山田氏の要害堅固な大砦であり、烽火台の中心でもあつた。この最後の城主小山田兵衛尉信茂は、郡内の領主として、文武兼ね備えた歴戦の武将で、武田の為に最後まで尽くしてきたが、「武田が滅びたのは小山田が叛いたからだ」というイメージが強く、国中では至って評判が悪く、郡内でも一般にまだ「逆臣小山田備中」と言っている。

これについて私見を述べたいと思う。岩殿城に小山田備中守がいたというのは誤りで、小山田備中守は国中の上石田の武将で、騎馬七十騎、信茂は二百騎で信玄の七人衆の一人、全く格式が違う。小山田備中守昌辰は郡内の小山田氏とは縁類で、その子の昌行は、勝頼の異母弟仁科五郎盛信を守って、信州の高遠城で華々しく戦死している。この備中守と信茂が混同されているのは、一体

との不和に対する和睦の交渉には今まで甲・駿・相三国の緩衝的役割を果たしてきた信茂が最適であつた。

天正六年（一五七八）上杉謙信が急死したが実子がなかつたので養子の景勝（長尾攻景次男）と景虎（北条氏康七男）との間で相続を争うことになつた。

勝頼の妻は北条氏政の妹で、その兄が景虎であるから当然義兄の景虎に荷担しなければならぬのだが『甲陽軍鑑』では「景勝は勝頼の重臣である長坂長閑・跡部大炊助に各二千両を渡し勝頼公へ一万両とその他有利な条件を出して勝頼公を味方にひきこんだ」とある。そればかりでなく天正六年暮に勝頼の妹の「お菊御料人」と景勝の婚約が成立し、翌天正七年三月には景虎は景勝に攻められて自殺した。

おそらく信茂は武田家の最後の生延びる手段として勝頼夫人からの意向もいれ、北条氏に対し勝頼に対する救援方を模索していたのではあるまいか。しかし勝頼の景虎をみ捨てた甲越同盟が大いにわざわいして入れられるところとならず、信茂の奔走も徒勞に終り、織田・徳川の攻撃を受け滅亡するの破目になつたものと考えられる。

（都留市つる三一一一五）

どういふわけだろうか。

信茂は備中守といったことはないと思う。但し祖父が越中守信有、父は出羽守信有、信茂も一時は信有といつたことがあり、この辺がいろいろと史実を混乱させていると思う。信茂の首が葬られているという中初狩の藤島にあつた、都留市の桂林寺の末寺であつた瑞竜庵跡に、最近建てられた信茂の顕彰碑の一部に「青雲院殿武山長文大居士、天正十午年三月二十四日、小山田出羽守四十三才」とある。これは桂林寺の過去帳に拠つたものだといふが、これでは父出羽守信有のお墓ということになつてしまう。信茂も父と同じく出羽守といつた時代があつたのだろうか。

次に信茂謀叛の経緯についてふれてみる。

戦国時代は「下剋上」といって、武将は我が領土、我が身を守る為には、親戚になつても、同盟を結んでも破棄して戦つたのは、道義上好ましくないことだろうが、後世になつて儒教が布教するにつれ、忠孝の道が説かれ、これに反する行為は総て不道德とみなされたのである。

実は武田と小山田は主従の関係でなく、武田は源氏の系統で国中の領主、小山田は平氏の系統で郡内の領主、お

互いに対等の関係であったし、かつては小山田弥太郎の娘が武田信満に嫁し、信重が産まれており、小山田信長の妹が武田信昌に嫁し、越中守信有の姉は信虎に嫁し、信有も信虎の妹をもらっているの、小山田と武田は切っても切れない姻戚関係になっており、同盟を結んでいる。出羽守の時から武田と一緒に戦って戦っており、信茂の時に二十四将の一人に加えられ、数々の戦に功名を立て、信玄のよき相談相手となり信頼されていた。所が勝頼の時、武田の形勢悪く、信茂の勧めで岩殿城へ向って最期をと、天正十年三月三日、新府城を焼いて岩殿城へ勝頼一行は向った。笹子峠の駒飼の里、石見某宅へ宿っている時、人質になっていた信茂の老母が連れ出され追手が鉄砲で射たれたということで、信茂が謀叛したと遂に天目山へと向い最期をとげ、武田がここで滅亡したという。

信茂は新府城が焼かれた後、一足先に岩殿城へ帰り、勝頼を迎えようとしたが、情勢は極めてきびしく、ここで一戦すると、織田徳川の連合軍が笹子峠を越えて、郡内へ怒濤の如く押し寄せ、永年治めてきた郡内が戦火にさらされる。今まで武田の為に最後まで尽くしてきたの

にと、信茂の苦衷は察するに余りがある。それで信茂は、郡内を救う為に、織田と「郡内領不犯の約定」を結び、それが徳川家康にひきつがれ、家康が郡内へ手をつけなかったということは余り知られていない。

いづれにしても信茂が、郡内を救う為に勝頼を岩殿城へ迎えることを拒否したことは、道義上許されないかも知れないが、後世になって信茂の胸中を察せず、単に信茂は武田の逆臣だと批難するのは、地元として情なく思う。穴山梅雪がいち早く勝頼から離叛したのは、「武田の血を残す為に」と、国中で弁護しているし、他の武将しかりである。然るに、信茂がいろいろの本の中で「逆臣小山田」といわれているのは、どういう訳だろうか。なお信茂が北条氏政と連絡をもち、上杉謙信の跡目相続で、氏政が勝頼を怨んでいるので、勝頼に詫状文を書かせることを依頼したことも余り知られていない。

私はここで声を大にして、「信茂は郡内の救世主である」と主張したいし、信茂のお墓も、国中から郡内に移したらどうかと思う。NHKの「武田信玄」放映で、信玄ブームになっていることは結構であるが、「逆臣小山田」で葬られている信茂の霊は、地下でさぞ無念の涙を

流していることだろう。

私は信玄公祭に、小山田軍団が出陣する時、講演を頼まれて、認識を新たにすることに努めてきたが、大月市の「かがり火祭」に当たっても、小山田信茂について、市民の認識を深めたいと思っている。終りに私の作った「岩殿哀歌」を記し、参考にしたいと思う。

岩殿哀歌 作詞 石井不可死

その昔、関東一の名城と、讃えられたる岩殿は、代々小山田の要害堅固な大砦、城主小山田兵衛信茂は、勝頼を最後まで守らんとしたが、逆臣の汚名を後の世まで残したは、誠に痛惜に堪えない。岩殿山上肅々と吹く松風は、真実を我等に訴えているかの如し、いざや往時を偲び、歌わんかな、岩殿哀歌！

一、おぼろに霞む岩殿の 古城に桜の花が散る
小山田兵衛信茂は 月を仰ぎて一人佇つ一人佇つ
二、勝頼公を擁しつつ 岩殿城を守らんも

父祖の代より治めたる この郡内を如何にせん

如何にせん

詩吟

松風肅々として断崖を渡る

山上の月を仰げば既に三更

三、頼みにしたる北条も 織田徳川に加担して

運命ここに谷れり 武將の苦衷誰か知る誰か知る

四、岩殿山上肅々と 吹く松風は永へに

何をか語らん後の世に あゝ岩殿の月淡し月淡し

(大月市賑岡町岩殿二二七)